

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県スキー連盟の定款第8条の規定に基づき、当法人の入会金及び会費（以下「会費等」という。）の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費等の種類)

第2条 当法人の会費等の金額は、会員の区分ごとに次のとおりとする。

会員の区分		入会金	会費（年額）
正会員		50,000円	51,000円
所属会員		—	1,000円
一般会員	下記以外	1,000円	7,000円
	大学生（全日本学生登録者）	—	1,000円
	高校生	—	1,000円
	中学生	—	0円
	小学生	—	0円
賛助会員		—	10,000円

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年11月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

- (1) 現金支払
- (2) 振込

(会費の滞納)

第5条 会員が定款第11条第1号に該当すると判断した場合、1か月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。